

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設するエイベックス・ビジネス・ディベロップメント株式会社(住所:東京都港区南青山三丁目1番30号)に対して、当社の新事業開発及び同領域における戦略投資に係る全事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社は会社法第805条に基づき株主総会の決議を経ずにこれを決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和2年5月25日

エイベックス株式会社

東京都港区南青山三丁目1番30号

代表取締役 松浦 勝人